

平成 25 年 7 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

中小法人の交際費支出の損金算入枠の拡大等

中小法人の交際費のうち年 800 万円までは全額損金算入

1. 【制度の概要】

中小法人が支出した交際費のうち年 800 万円以下の金額を全額損金として認める。

2. 【適用対象法人】

中小法人…資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人(資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の法人の 100%子会社等を除く)

3. 【適用期間】

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度

法人が支出した交際費は全額損金不算入というのが現在の税務上の原則です。ただし、中小法人については一定額の損金算入が認められています。

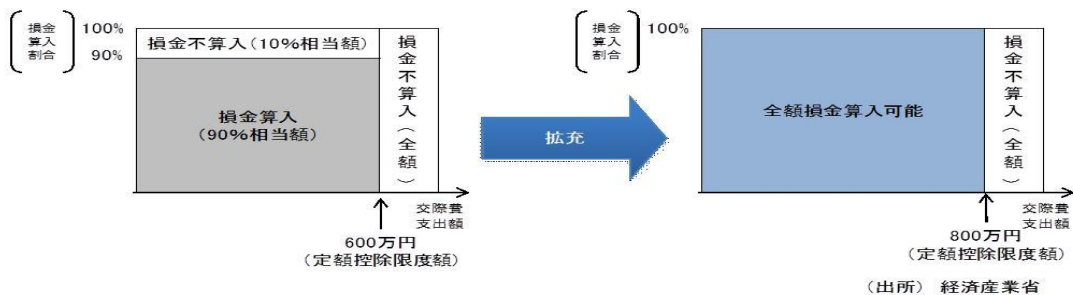
平成 25 年 3 月 31 日までに開始した事業年度については、中小法人が支出した交際費のうち年 600 万円までの金額の 10%と年 600 万円を超える部分の金額は税務上損金不算入とされてきました。しかし、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度については年 800 万円を超える部分の金額が税務上損金不算入と変更されました。

【図表】中小法人の交際費課税の特例の拡充(税務弘報2013.4より)

改正概要

【適用期間: 1年間(平成25年度末まで)】

○ 中小企業が支出する800万円以下の交際費を全額損金算入する。



飲食費の損金算入

交際費のうち飲食費についても損金算入できるケースがあります。

飲食費で次の要件を満たすものは損金不算入の交際費から除外されるためです。

1. 社内飲食費でないこと
2. 一人あたりの支出額が 5,000 円以下であること
3. 一定の事項を記載した書類を保存すること。

一定の事項とは日付、参加者名、参加人数、金額、飲食店名などです。領収書などにこれらの事項を記載して保存することで損金として認められますのでご活用ください。こちらは中小法人だけでなくすべての法人が対象となります。